

安城市 空家等対策計画

概要版



空き家が増加するとともに、
適切な管理が行われていない空き家が周辺に悪影響を与えるケースが増え、
安城市においても空き家に関する相談が増加しています。
空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、
「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき本計画を定めました。
この計画に従って、空き家に関する様々な施策を効果的かつ
効率的に推進してまいります。

2018 年(平成 30 年)3 月



安城市

1 章 計画の基本的な考え方

■ 計画期間：2023年度までの6年間

■ 計画の対象とする空き家

一戸建及び長屋建の空き家住宅（併用住宅を含む）を対象とし、共同住宅については全住戸が空き室となっている場合に対象とします。

また、一時使用や倉庫等で利用していても、現在居住していない場合は、今後空き家になる可能性が高いものとして対象とします。

なお、苦情・相談対応や特定空家等※への措置については、すべての用途の建物を対象とします。

■ 計画の対象とする地域：市域全体



※特定空家等とは、以下の状態であると認められる空き家です

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

2 章 安城市における空き家の現状と課題

2016年度（平成28年度）に空き家実態調査を実施するとともに、空き家の可能性のある家屋の所有者に対するアンケート調査を実施しました。

その結果、市内には643件の空き家があることがわかりました。危険性、生活環境、防犯性で分類した空き家の危険度ランク別の件数は右記のとおりです。空き家のうちの25%が何らかの問題を抱えています。

※危険度ランクが大きいほど問題が大きい。

危険度ランク別空き家戸数

ランク	件数
5	3件
4	5件
3	26件
2	126件
1	211件
0	272件
合計	643件

問題のある空き家
160件

3 章 空家等対策計画

1 空家等対策に関する基本的な方針

■ 基本理念

空き家の管理は、所有者等の第一義的な責任を前提としながらも、市がまちの管理という視点で空き家問題を取り上げ、地域のまちづくりと連携して取り組みます。

2 空家等対策の基本施策



基本施策1 空き家の適正管理及び有効活用

空き家の発生予防

空き家の適正管理

空き家の流通・活用

危険な空き家の除却

※ランクの高い建物から優先して対策を進めます。

基本施策2

特定空家等対策

3 空家等の調査に関する事項

空家等対策計画を推進するため空き家の実態調査を実施するとともに、その結果をデータベースとして整備し、空き家対策に関わる関係部署が情報を共有化し適切な対応を行います。

空き家実態調査※¹

空き家所有者アンケート調査

空き家現況調査※²

空き家データベースの整備※¹

※¹：平成28年度に実施し、空き家データベースを整備。計画の改定時期ごとに実施。

※²：毎年、問題のある空き家の現地調査を実施し、状況の変化等を把握。

4 所有者等による空家等の適切な管理に関する事項

空き家の発生を抑制するとともに、空き家の適切な管理を行うため、各種団体の協力や連携により、市民や空き家所有者等に対する啓発を行うとともに、空き家の適切な管理を促進します。

空き家所有者等への啓発

広報等による啓発

空き家所有者等に対する啓発

空き家となる可能性のある住宅に対する啓発

所有者等による空き家の適切な管理

適切な管理が行われていない空き家への対応

空き家管理事業者との連携※³

※³：シルバー人材センターと空き家の適正な管理の推進に関する協定を締結（2018年（平成30年）2月28日）

5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

空き家の発生を抑制するとともに空き家を地域資源として有効に活用するため、空き家の活用を促進します。また、利活用する予定のない空き家については除却を促進し、跡地の有効活用を促します。

空き家の流通促進

まちづくりにおける空き家の活用

空き家の除却助成※²

除却した跡地の有効活用

※²：危険な空き家の除却について最大20万円の助成を行う制度を創設（2018年度（平成30年度）から）

6 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

特定空家等に該当する恐れのある空き家については、法律に定められた措置を行う前段階で、所有者等による自主的な対応を求めています。

それにも関わらず改善が認められない場合、立入調査を実施し、特定空家等に該当するかを判定基準に基づき、総合的かつ慎重に判定します。

特定空家等と判定した空き家については、法律に基づき、「助言・指導」「勧告」「命令」「行政代執行」を行います。



特定空家等の
可能性のある空き家

情報の提供・助言



改善が
認められず

立入調査

特定空家等の判定

特定空家等

助言・指導

勧告
※⁵

命令

行政代執行

※⁵：固定資産税と都市計画税の住宅用地の特例解除

7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

各種団体の協力や連携により、空き家問題への苦情に適切に対応するとともに、所有者等の相談に対応し空き家の適正管理、有効活用を推進します。

空き家問題への苦情への対応※6

空き家所有者等の相談への対応※6,7

※6：空き家相談の総合窓口として建築課を位置づけ
※7：空き家無料相談会の開催（毎年1回）



■ 相談窓口の一覧

相 談 内 容	担 当 課	電 話 番 号
【空き家総合相談窓口】 建築物に関すること 被相続人居住用家屋等確認書の発行 （譲渡所得 3,000 万円特別控除）	建 築 課	0566-71-2241
草木の繁茂及び隣地への越境・害虫などに関すること	環境都市推進課	0566-71-2206
ごみの処分・分別の方法に関すること	ごみゼロ推進課	0566-76-3053
防犯に関すること	市 民 安 全 課	0566-71-2219
道水路への草木の越境などに関すること	維 持 管 理 課	0566-71-2237
火災に関すること	衣浦東部広域連合安城消防署	0566-75-0119
固定資産税に関すること	資 産 税 課	0566-71-2215（家屋） 0566-71-2256（土地）
弁護士による法律相談 司法書士による法律相談 相続登記測量相談 いずれも対象は、市内在住・在勤・在学の方	市民課（相談室）	0566-71-2222

8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

空き家対策をすすめるため、庁内における実施体制を構築するとともに、協議会や地域、関係団体との協力・連携体制を構築します。



9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

空き家対策の基本施策を市民にわかりやすく伝えるとともに、達成状況確認のための、成果指標として以下を設定します。

指 標	現 況	目 標
問題のある空き家件数※	160 件 【2016 年度（平成 28 年度）】	80 件 【2023 年度】

※空き家実態調査における危険度ランク 2～5

お問い合わせ

安城市建設部建築課建築指導係

〒446-8501 安城市桜町 18 番 23 号 北庁舎 3 階（窓口 No. 67）

電話 0566-71-2241 FAX 0566-77-0010

E-mail kenchiku@city.anjo.lg.jp



詳しい内容は市ホームページでもご覧になれます。
<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/sumai/akiya-taisaku.html>